

○農業担い手対策 ～U I Jターンの促進～

U I Jターンによる新規就農を促進するため、次の支援を行っています。

- ・ **経済的支援**

新規就農者自立支援事業 (市独自支援)
新規就農者等施設園芸補助金 (")

- ・ **住居の支援**

I Jターン者専用住宅 (")
第一次産業新規就労者住宅手当 (")

- ・ **就農研修の支援**

元気なみかんの里創生事業 (広域での支援)

まずは農業体験からでもご相談ください。

●新規就農者自立支援事業

1 研修費補助金

市長が認める就農研修を受けるU I Jターン者（18歳から45歳までで、Uターンについては非農家出身者のみ）に、6か月間（月20日まで）一人あたり1日2千円を助成します。

2 自立支援貸付金（定住による償還免除規定を検討中）

上記研修費補助金の6か月間受給後も就農へ向けて取り組む人（対象者は研修費補助金と同じ）に対し、18か月の資金（一世帯あたり月額8万円）を無利息で融資します。なお、申請には連帯保証人が必要です。

◇お問い合わせ

熊野市役所 農業振興課 農業振興係 (☎0597-89-4111 内線 482)

●新規就農者等施設園芸補助金

新規に施設園芸を生業として始めるU I Jターン者（18歳から45歳までで、Uターンについては非農家出身者のみ）に、その整備にかかる経費の2分の1（最低3アール以上で1アールあたり30万円以内、300万円が限度）を補助します。

◇問い合わせ

熊野市役所 農業振興課 農業振興係（☎0597-89-4111 内線 482）

● I J ターン者専用住宅への入居者募集

第一次産業に従事するため、市外（北牟婁郡から和歌山県東牟婁郡までの市町を除く）から転入しようとする人（45歳未満）に、2年間に限り、家賃月額2万円で住居を提供しています。

募集要項によりお申し込みください。

- ・ [熊野市 I・J ターン者専用住宅入居者募集要項](#)
- ・ [熊野市 I・J ターン者専用住宅（写真・平面図）](#)
- ・ [I・J ターン者専用住宅入居申込書](#)
- ・ [就業・就業見込証明書](#)

（クリックしてください）

◇お問い合わせ

熊野市役所 農業振興課 農業振興係（☎0597-89-4111 内線 483）

●第一次産業新規就労者住宅手当

新たに転入して第一次産業に従事する人（45歳未満）に対し、自己の居住のために市内に賃借した住宅に係る家賃の一部を助成します（月額2万円を上限に2年間まで）。

◇問い合わせ

- ・ 農業に従事する場合

熊野市役所 農業振興課 農業振興係（☎0597-89-4111 内線 482）

- ・ 水産業に従事する場合

熊野市役所 水産・商工振興課 水産・商工振興係

（☎0597-89-4111 内線 471）

参考

● 県の制度 [(財)三重県農林水産支援センター]

就農支援資金 (融資)

新たに就農しようとする青年等に対し、農業技術・経営方法の習得のための研修
その他就農の準備に必要な資金や農業経営を開始する際の施設の設置、機械の購入
に必要な資金を無利子で貸し付けます。

貸付対象者 認定就農者が対象です (県知事により就農計画(就農前の研修その他
の就農準備、農業経営の開始に関する計画)の認定を受けた者)

* 取り扱い

研修や就農準備に対する貸付について・・・(財)三重県農林水産支援センター
施設に対する貸付について・・・三重県農水商工部担い手室

新規就業者受入環境整備事業 (助成事業)

三重県農林水産支援センター実施の就業促進研修事業(長期研修)の研修受入農
林漁業団体に対して、1名当たり家賃の3分の1以内(上限15,000円/月)を最高
10か月分助成。また、長期研修を受け入れる為の宿舍改築の場合、改築費の2分の
1以内(上限150,000円)を助成。

* 取り扱い (財)三重県農林水産支援センター

就業促進研修事業 (助成事業)

農林漁業に新規就業を目指す者を受け入れる農林漁業者に対して助成。

- ・ 長期研修 (2か月以上10か月以内) 1名当たり30,000円/月
- ・ 短期研修 (2日以上1週間以内) 研修経費5,000円/月、
宿泊費6,000円/月 (以下は実費支給)

* 取り扱い (財)三重県農林水産支援センター

○ [\(財\)三重県農林水産支援センター \(ホームページにリンク\)](#)